

令和7年10月20日

各 箇 所 長 様

柳井市長 井 原 健太郎

令和8年度予算編成にあたって

本市では、近年年間出生数約120人で推移する少子化、本年6月に初めて高齢化率40%を超え全国より10%県内平均より5%先行する高齢化、直近人口は28,840人となり、10年間で約4,600人減の人口減少などに起因した諸課題の解決に向けて、これまで第2次柳井市総合計画に基づく諸施策を実行してきました。企業誘致や子育て応援による「社会増」の傾向や、異次元の空き家対策による解体の促進、生活交通の確保など、取組が進捗し成果が生まれています。

しかしながら、少母化¹による少子化が加速、15年後の2040年には団塊ジュニア世代が65歳以上に、人口は24,000人程度になると予測されます。こうした事態を想定し、「コンパクト・プラス・ネットワーク²」のまちづくりや人的資源の全体最適化、デジタル技術の活用などにより、地域社会と地域経済が持続する仕組みを構築していく役割が今、私たちに求められているのです。

現総合計画の最終年度となる令和8年度は、計画の集大成として各事業を進め確かな成果を上げると同時に、財政基盤を始め次期10年間に向けての礎を築くという視点を取りわけ重要視していきたいと考えています。

したがって、今回の予算編成は、物価・賃金の歴史的な高騰という環境下において、人口減少対策に資する事業を引き続き推進し、かつ財政を安定させるという複雑かつ難解な問題を解きほぐす作業となります。新たな財源の確保はもとより、実施計画掲載事業等の主要な事業を含め、事業の選択により、優先するもの、後年度に回すもの、見直しや廃止をするものなど、厳しい議論と決断から逃げない覚悟で臨んでいただきたいと思います。

プロフェッショナルとしての職員一人ひとりの英知と使命感を結集して取り組まれるよう期待します。

1 出産可能年齢にある女性の絶対数が減っていることを指し、少子化の根本的な原因だとされている。また、未婚率の増加や婚姻数の減少も、これに拍車をかけている要因として挙げられている。

2 人口減少が進む地方都市において、住宅、商業、医療・福祉などの生活機能を都市の中心部などに集約（コンパクト化）し、同時に公共交通網を再構築して、これらの機能へのアクセスを容易にするまちづくりの考え方。

令和 8 年度予算要求要領

I 国の動向、本市の財政状況及び予算要求の基本的考え方等

1 国の動向

内閣府の月例経済報告（9月）によると、我が国経済の基調判断は「景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。」とされている。

また、政府は「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、全世代型社会保障の構築、少子化対策及びこども・若者政策の推進、公教育の再生・研究活動の活性化、戦略的な社会資本整備の推進、持続可能な地方行財政基盤の強化など、経済・財政一体改革の取組を進めるとし、また、地方創生2.0を推進し、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていくことが重要であるとされている。こうした国の動向について注視していく必要がある。

2 本市の財政状況

令和6年度決算見込（普通会計ベース）では、実質収支は約2.1億円（前年度：約2.6億円）の黒字であるが、単年度収支は約0.5億円の赤字（前年度：約1.2億円の赤字）であった。また、財政構造の弾力性を表す経常収支比率は92.7%（R5：92.3%、R4：94.7%、R3：90.8%）と悪化しており、依然として独自に使い道を決められる、つまり政策的な事業に使うことができる一般財源の余裕を欠く状況にある。

歳入歳出別にみると、歳入では、景気は緩やかな回復基調にあるものの、景気の下振れや長引く原材料価格・物価高騰などを背景に所得環境・企業収益が悪化するリスクも懸念される中、主要な一般財源である市税収入や各種交付金の大幅な増収は見込めない。歳出では、物価高騰が継続する中、社会保障関係費や人件費などの義務的経費の増加や公共施設の建設・長寿命化による投資的経費の増加と施設維持管理に要する経費の増加が見込まれる。さらには、国全体の課題である人口減少対策（社会減・自然減対策）や人口減少に対応する地域社会づくりにつながる施策な

ど、様々な財政需要が見込まれることから、引き続き厳しい財政状況にある。

質の高い行政サービスを維持し、新たな行政課題や災害等へ機動的に対応していくためには、収支均衡した財政構造の維持向上を図るとともに、備えとして一定の基金残高を確保し、安定した財政基盤の確立に取り組むことが不可欠である。こうした中、選択と集中の観点から真に必要な事業を見極め、限られた財源を適切に配分していく必要がある。

3 予算要求の基本的考え方

- 令和8年度は、一般財源ベースで約15億円の財源不足が見込まれる。したがって、要求可能な一般財源の上限額を、経常経費・政策経費を問わず令和7年度6月補正後（肉付け後）額の0.95倍以下の額とする。ただし、人件費（議員報酬、執行機関委員（第1号）報酬）、選挙費、公債費、災害復旧費、実施計画に計上された事業で事業期間が定まっている事業については対象から除外するものとする。
- 総合計画の実現に向けた「施策の推進」と「財政の健全性」の両立を図るため、事業の「選択と集中」を徹底すること。
- 実施計画計上事業については、着実な遂行は必要であるものの、財源の状況によっては内示どおりの予算確保が担保されるものではない。補正予算対応とすることや事業費、実施年度等の見直しもあり得る。
- 要求に際しては、本市の財政状況を十分認識し、一つ一つの事業の有用性を見極め、「最少の経費で最大の効果」を上げるよう、「簡素・効率」を念頭に置き、創意工夫、課題解決に向けた見直しを行うこと。
- 事業手法の見直しや事務改善、事業効果を踏まえた休廃止等の検討を行い、業務量の削減や合理化、経費節減を図ること。